

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年5月1日
【会社名】	新華ホールディングス・リミテッド (新華控股有限公司Xinhua Holdings Limited)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 レン・イー・ハン(Lian Yih Hann)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1111、グランドケイマン、私書箱2681、ハッチンス ドライブ、クリケットスクウェア (Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1- 1111, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 神谷 光弘
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 西 理広
【連絡場所】	東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー21階 スカヤデン・アープス法律事務所
【電話番号】	03(3568)2600(代表)
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本報告書は、2015年5月1日(香港現地時間)に、当社が、本邦以外の地域において、第三者割当による新株発行を決議したので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の規定に基づき提出するものです。

2【報告内容】

(1) 有価証券の種類

普通株式

(2) 新株予約権の内容等

(a) 発行数

277,777株

(b) 発行価格

発行価格 512円(1個当たり)

資本組入額 512円(1個当たり)

(c) 発行価額の総額

発行価額の総額 142百万円

資本組入額の総額 142百万円

(3) 発行方法

第三者割当増資

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項はありません。

(5) 募集又は売出しを行う地域

香港

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

新規発行による手取金の額

払込金額の総額 0円

発行諸費用の概算額 16百万円

差引手取概算額 16百万円

用途

今回の発行価額の支払いは、既存債権の現物出資により行われるため、有利子負債の圧縮が行われ、当社の財務体質が改善されるものの、当社は手取金を取得しません。

(7) 新規発行年月日

2015年5月4日(香港時間)

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

東京証券取引所

(9) 当該新株予約権証券を取得しようとする者

Lai Man Kon(個人)

(10) 出資関係、取引関係その他これらに準ずる取得者と提出会社との間の関係

当社は、GINSMS Inc.の株式54.57%を取得する取引に関して、Lai Man Kon氏と株式譲渡契約を締結しています。その他、取得者と当社との間に出資関係、取引関係その他これに準ずる関係はありません。

(11) 保有期間その他の株式の保有に関する事項についての取得者と提出会社との間の取決めの内容

該当ありません。

(12) 第三者割当の場合の特記事項

(a) 割当予定先の状況

() 概要

(1) 氏名	Lai Man Kon
(2) 住所	Causeway Bay, Hong Kong
(3) 職業又は役職	GINSMS Inc.取締役会長
(4) 提出者との関係	当社は、GINSMS Inc.の株式54.57%の取得する取引に関して、Lai Man Kon氏及びPanaco Limitedと株式譲渡契約を締結しています。

() 割当予定先の選定理由

当社は、運転資金確保のため、個人投資家等からの借入れをしておりますが、これを弁済するための資金が不足している状況であり、公募増資や銀行等の金融機関からの借入等、本第三者割当増資以外の方法による資金調達も困難な状況にあったところ、割当予定先から、既存債権を現物出資することについて同意が得られたため、割当予定先と本第三者割当増資を実施することといたしました。その詳細は以下に記載するとおりです。

当社は、モバイル事業に参入するため、当社の完全子会社であるXinhua Mobile Limited(以下、「新華モバイル」といいます。)を買主として、カナダのトロント・ベンチャー証券取引所(以下、「TSX-V」といいます。)に株式を上場しているGINSMS Inc.(本社:カナダ・アルバータ州。証券コード:GOK。以下、「GINSMS」といいます。)の発行済株式の合計28,123,320株(発行済株式総数の約54.57%に相当。)を取得するため、GINSMSの取締役会長であり、主要株主でもある、Lai Man Kon氏(以下、「割当予定先」といいます。)、割当予定先が持分を100%所有するPanaco Limited(以下、「Panaco」といいます。)及び当社のCEOであるレン・イー・ハン氏(以下、「レン氏」といいます。)が持分を100%所有するOne Heart International Limited(以下、「One Heart」といいます。)の3株主との間で、それぞれ株式等を取得することを決定し、2015年1月に売買契約書を締結しました。

当該取引の際、当社は、割当予定先及びPanacoのそれぞれに対して、年18%の割合の利息(利息は一日複利の満期日払)で満期日が2015年4月14日となる総額3,908,873カナダドル(370,482,983円)のアンセキュアード・プロミッサリー・ノート(以下「割当予定先既存ノート」といいます。)を振出しました。その後満期日の延長等を経て、割当予定先及びPanacoとの間でノートの弁済に関する交渉が継続していました。

当社は、割当予定先宛既存ノートの支払のため、満期時まで増資等を行うことにより弁済資金を調達することを検討してまいりました。現在、モバイル事業をグローバルに展開していくことを前提に、複数の金融機関・投資家と具体的な資金調達方法について協議中であり、全額現金で返済するための資金を確保するには、しばらく時間を要することが見込まれました。そのため当社は、割当予定先及びPanacoに本件ノートの弁済期日の延長を要請し、交渉を進めてきました。その過程において、割当予定先から、割当予定先宛既存ノートのうち、Panacoが有していた、当社を振出人及び支払人とする額面3,897,171カナダドル(369,373,867円)のノートを、既に発生している利息と共に、2015年5月1日付で全額譲り受けた旨の連絡を受けました。当社は、割当予定先との交渉の結果、割当予定先との間で割当予定先宛既存ノートの一部について、その支払に代えて、現物出資を行っていただくことに合意し、割当予定先宛既存ノートの残りの元本及び既発生利息(合計2,631,369カナダドル(249,401,172円))については、その弁済に代えて、より高い利息を付した新たなノート(以下、「割当予定先宛新規ノート」といいます。)を発行し、また担保を提供することに合意しました。

割当予定先宛新規ノートは、以下に詳述するとおり、One Heartが当社の物上保証人として担保を割当予定先に提供することを条件として、2015年5月1日付で割当予定先に対して振り出し、満期日は2015年8月31日、年率28%(一日複利)の利息が発生いたします。当該利息は、割当予定先宛既存ノートに対しても、本第三者割当増資が実施される直前の満期日であった2015年4月21日の翌日から本日まで適用されます。この点、割当予定先からは、当初、割当予定先宛既存ノートの弁済期日を延長する条件として、新華モバイルの保有するGINSMSの株式を担保として提供するよう申し入れがありましたが、当社は、新華モバイルが保有する(あるいは保有することとなる)GINSMS株式を担保提供することは、同社の株式取得を実行した意義を大きく減殺することとなることから応じるべきではないと判断致

しました。そこで、当社は、One Heartを物上保証人として、同社が保有している、当社に対する総額1,546,125カナダドル(146,541,728円)のノート(以下、「One Heart宛既存ノート」といいます。)を、割当予定先が保有する割当予定先宛既存ノートの担保として提供してもらうことを代替案として当初提案しておりました。その後、割当予定先との交渉を重ねましたが、割当予定先は、One Heart宛既存ノートのみでは担保として不十分であるとの見解でした。そのため、当社は、One Heartが割当予定先にOne Heart宛既存ノートを担保提供することに加えて、新華モバイルが保有するオプション¹を行使させることにより、One Heartが保有するGINSMSの額面金額6,255,484カナダドル(592,894,774円)の転換社債(満期2015年9月28日)を本日付で新華モバイルが取得し、その対価として、当社がOne Heartに対して額面金額6,255,484カナダドル(592,894,774円)の新たなノート(以下、「One Heart宛新規ノート」といいます。)を本日付で発行したうえで、One Heartをして、当該One Heart宛新規ノートも割当予定先が保有する割当予定先宛既存ノートの担保として提供することを提案し、これにより最終的に割当予定先の了承を得ました。また、One HeartからもOne Heart宛既存ノート及びOne Heart宛新規ノートを担保提供することについて同意を得ております。上記の交渉は、当初、割当予定先が保有していた割当予定先宛既存ノートに対する担保提供として進んでいきましたが、その後、割当予定先に割当予定先宛新規ノートを発行することとなったため、One Heart宛既存ノート及びOne Heart宛新規ノートは、いずれも、割当予定先宛新規ノートに対する担保となります。

また、新華モバイルは、上記オプションの行使の結果として取得するGINSMSの転換社債²を満期日の2015年9月28日までに全て普通株式に転換することにより、GINSMSの有利子負債を減少させ、同社の財務体質を改善させる予定です。GINSMSの株価の直近1か月間の終値平均は0.164カナダドル、直近3か月間の終値平均は0.216カナダドル、また直近6か月間の終値の平均は0.239カナダドルで、当社として当該株価推移に鑑み転換価格の0.1カナダドルを下回ることはないものと現時点においては想定しています。

なお、GINSMSの買収に係る株式の譲渡は、GINSMSの少数株主の過半数及びTSX-Vの承認を得ることが条件とされていますが、2015年4月14日、当社はGINSMSより当該承認が下りた旨の連絡を受けました。当社は現在株式の登録名義書換手続等を進めています。

これらの転換社債はいずれもエスクロー・アカウントからリリースされており、本日現在、自由に譲渡することが可能となっておりますが、当該譲渡によりGINSMSのコントロール・パーソンとならないことが条件とされています。コントロール・パーソンとは、発行者の議決権の20%以上を所有する者と定義されており、その様な譲渡は、GINSMSの少数株主の過半数及びTSX-Vの承認を得る必要があります。新華モバイルは、上記の承認により既にGINSMSのコントロール・パーソンとなっているため、転換社債の譲渡にGINSMSの少数株主の過半数及びTSX-Vの更なる承認を得る必要はありません。

また、当社がOne Heartから取得するGINSMSの額面金額6,255,484カナダドル(592,894,774円)の転換社債(満期2015年9月28日)は、GINSMSの発行済転換社債の約68.67%に相当し、GINSMSの普通株式62,554,840株にいつでも転換することが可能です。もっとも、これらの転換社債の発行条件の一つとして、当該転換社債の保有者は、転換の結果()GINSMSの普通株式を10%以上保有することになる場合、又は()本グループとして共同して行動する者と合算してGINSMSの普通株式を20%以上保有することになる場合には、当該転換をすることはできないこととされております。なお、かかる上限を超えて転換しようとした場合、当該転換請求は、上記の条件に従い転換が認められる上限数(10%又は20%)まで自動的に縮減されます。こうした転換数量に関する制限については、GINSMSが2015年6月3日に開催予定の定時株主総会において、撤廃される見通しであり、その後TSX-Vの承認も得る旨をGINSMSから連絡を受けております。

当社は、GINSMSの転換社債の価額の評価を独立第三者である算定機関RHL Appraisal Limited(所在地: Room 1010, Star House, Tsimshatsui, Kowloon, Hong Kong, Director: Alexander C.Y. Lau)に依頼し、2015年4月30日付で算定評価書を入手しました。本算定評価は、GINSMSの転換社債の発行要項及び財務データ等並びに算定に関わる制限、前提及びリスク・ファクター等を踏まえたうえで、同社の転換社債の評価を実施しました。

具体的には、まず、インカム・アプローチによりGINSMSの株主資本価値を算出し、ディスカунテッド・キャッシュフロー法及びモンテカルロ・シミュレーション・モデルに基づき同社の転換社債を評価しました。転換社債の評価の前提とされた事項は以下のとおりです。

満期日	2015年9月28日
転換開始日	2015年4月29日
転換終了日	2015年9月25日
コールオプション開始日	2015年4月29日
コールオプション終了日	2015年9月28日
満期日までの期間	0.42年

配当利回り	0.000%
基となる株式価値(カナダドル)	0.520
転換価格(カナダドル)	0.100
リスク・フリー・レート(CA)	0.667
ディスカウント・レート	17.92%
基となる株式のボラティリティー	50.06%
全保有者の発行済元本額(カナダドル)	9,109,267
GINSMSの発行済普通株式数	51,537,499
発行済オプション数	800,000
満期日に返済する元本額の割合	100.0%

発行要項上、当該転換社債は、満期日前のみ転換が可能です。2015年9月26日は土曜日、また2015年9月27日は日曜日のため、転換終了日は2015年9月25日となります。

その他、転換社債を評価するため、以下の前提を適用しています。

リスク・フリー・レートは、カナダ政府ベンチマークの利回りを基にしています。

GINSMSのボラティリティーは、比較可能な会社の株価の過去105日間のボラティリティーを基にしています。

GINSMSの配当利回りは、ゼロであると仮定しています。

市場価格ではなくインカム・アプローチにより算出した株主資本価値の1株当たりの株価を適用しています。

ディスカウント・レートは、同様な満期レート及びクレジット・レートを持つ比較可能な社債を基にしています。

希薄化効果は、転換社債の全保有者の発行済元本額、発行済普通株式数及び発行済オプション数を基に転換社債の算定の各段階で都度適用されています。

GINSMSの少数株主が、転換社債の転換による当社及び当社の子会社の20%の保有率に対する制限を撤廃する決議に賛同すると仮定しています。

上記の算定方法及び前提に基づいて、算定された転換社債の評価額は、15,696千カナダドル(1,488百万円)です。当社は、当該評価額より低い価額で当該転換社債を取得することができるため取得価額の6,255,484カナダドル(592,894,774円)は合理的であると判断しています。

(ご参考) 評価対象となったGINSMS Inc. 転換社債の発行要項

発行者	GINSMS Inc. (TSX-V: GOK)
元本額	10,500,000カナダドル(9,109,267カナダドルに調整)
当社の取得予定分の元本額	6,255,484カナダドル
満期日	2015年9月28日
利息	なし
転換期間	土曜日、日曜日及びカナダ、アルバータ州、カルガリーにおける法定休日以外の転換期間中で満期日までいつでも転換可能
転換価額	0.10カナダドル
転換制限	保有者は、いかなる時であっても、転換の結果()発行者の普通株式を10%以上保有することになる()グループとして共同して行動する者と合算して発行者の普通株式を20%以上保有することになるような転換をすることはできない
償還	発行者は、発行済元本額の全部又は一部の前払いを希望する保有者を含む、全ての保有者に書面にて通知することにより満期日前に発行済元本額の全部又は一部を償還することができる
償還価額	支払いは、発行者が社債を償還する旨を公告した日の直前20営業日における発行者の普通株式の終値の平均で計算した額を基に、現金又は株式による

- 1 新華モバイルは、GINSMSが発行している転換社債が普通株式に転換されることにより、同社に対する当社の持分が希薄化するのを避け、過半数の持分を維持するため、One Heartとの間で本件転換社債を新華モバイルの裁量により将来取得することができる権利(本件オプション)を無償で取得しております。具体的には、新華モバイルは、One Heartが保有するGINSMSの転換社債が満期に償還されるまでの間、本件転換社債を取得することを選択することができます。なお、One Heartが当該転換社債を取得した際の額面金額は、6,255,484カナダドル(592,894,774円)でしたが、当社が今回本件オプションを実際に行使し、本件転換社債を取得する前に、その取得額の評価を第三者の評価機関に依頼しています。当社は、実際に発行されている株式の過半数を取得することにまずは注力すべきであり、潜在株式による希薄化リスクへの対応については、当社及びGINSMSの今後の成長性を実際に確認しながら、追って検討すべき課題であるという整理を行ったことから、One Heartが保有するGINSMSの転換社債の取得を当面、見送っておりましたが、今般、割当予定先との間で本第三者割当増資等を行う過程で、当社が本件転換社債を取得することが同氏の了解を得るために必要であり、当社の利益に適うものと判断しました。
- 2 これらの転換社債はいずれもエスクロー・アカウントからリリースされており、本日現在、自由に譲渡することが可能となっております(当該譲渡によりGINSMSのコントロール・パーソンとならないことが条件とされています。コントロール・パーソンとは、発行者の議決権の20%以上を所有する者と定義されており、その様な譲渡は、GINSMSの少数株主の過半数及びTSX-Vの承認を得る必要があります。)。もっとも、これらの転換社債の発行条件の一つとして、当該転換社債の保有者は、転換の結果()GINSMSの普通株式を10%以上保有することになる場合、又は()本グループとして共同して行動する者と合算してGINSMSの普通株式を20%以上保有することになる場合には、当該転換をすることはできないこととされており、なお、かかる上限を超えて転換しようとした場合、当該転換請求は、上記の条件に従い転換が認められる上限数(10%又は20%)まで自動的に縮減されます。こうした転換数量に関する制限については、GINSMSが2015年6月3日に開催予定の定時株主総会において、撤廃される見通しであり、その後TSX-Vの承認も得る旨をGINSMSから連絡を受けております。

() 割り当てようとする株式の数

277,777株

() 株券等の保有方針

本第三者割当増資で発行する新株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

() 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当増資は、当社に対する金銭債権の現物出資により行われます。現物出資の対象となる財産は割当予定先の当社に対する金銭債権であることから、当社において当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿より確認いたしました。

() 割当予定先の実態

割当予定先は、TSX-VIに上場しているGINSMSの取締役会長であり、2009年に当該会社が上場し、その取締役に就任する際、カナダ当局の審査を受けていること及び同氏は現在も同上場会社の取締役会長であるため、割当予定先は、反社会的勢力等との関わりが一切ないという確証を得ています。

(b) 譲渡制限

該当事項はありません。

(c) 発行条件に関する事項

() 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により当社が発行する普通株式の発行価額は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値577円(1株あたり)を8%ディスカウントした512円(1株あたり)とすることに決定いたしました。1株あたり8%ディスカウントした512円の発行価額の決定につきましては、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。当社は、割当予定先に本第三者割当増資を要請し、割当予定先との交渉を重ね、1株あたり8%のディスカウントにて発行することといたしました。当該交渉にて、割当予定先は一貫して当社の株価のボラティリティーが高いこと、また株式の取引高が低いことについて懸念を示していました。このような状況の中で協議を進めた結果、最終的に1株あたり8%のディスカウントにて発行する条件で、割当予定先と合意に達することができました。また、当社としては、現時点において、その他の方法による返済が難しい状況である中、本第三者割当増資により、本来割当予定先の割当予定先宛既存ノートの元本の一部及び当該元本部分にかかる将来の支払い利息を回避することもできるため、1株あたり8%のディスカウントにて発行することは妥当であると判断しました。

発行価額の算定方法について、取締役会決議日の直前取引日の終値577円を基準に512円といたしましたのは、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の考え方に準じて、直近の株価を基準とすることが公正妥当であると判断したことによるものであります。これにより算定した発行価額については、当社が日本の株式会社であったと仮定しても、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しない水準であると判断しております。なお、512円という発行価額の、取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均646円に対する乖離率は20.84%、当該直前取引日までの3か月間の終値平均655円に対する乖離率は21.92%、当該直前取引日までの6か月間の終値平均637円に対する乖離率は19.69%となっておりますが、これらの期間中には、株式会社テクノグローバルによる当社普通株式を対象とする公開買付けが行われていたことにより株価が高騰していたという事情があるため、これらの過去の平均株価と比較するのは不適切であると考えております。

なお、払込金額の適法性につきましては、本日開催の取締役会にて取締役3名全員が、上記の発行価額の算定方法を踏まえ、特に有利な金額による発行に該当しない旨の意見を表明しております。

() 割当予定先の実態

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本日現在の当社の発行済株式総数に係る議決権の総数は2,499,999.79個(自己株式等はありません。)で、本第三者割当増資により発行される当社株式に係る議決権の数は277,777個であり、希薄化率は11.11%となります。当社は、本第三者割当増資以外の方法でノートを返済することが難しい状況であること、また本第三者割当増資により有利子負債を圧縮することができるため、既存株主の利益に資するものであり、合理性があると判断しました。

(d) 第三者割当後の大株主の状況

	氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) (注1)(注3)
1	カ) テクノグローバル (注2)	東京都中央区日本橋兜町5番1号	409,483	14.74
2	Lai Man Kon	Causeway Bay, Hong Kong	277,777	9.99%
3	レン・イー・ハン	Marine Parade, Singapore	225,000	8.10%
4	SHK INV SVSC-SEGREGATED CLIENT A/C	東京都中央区日本橋	147,321	5.30%
5	アカバネ ノリヒコ	長野県上田市	110,864	3.99%
6	ロイヤルバンクオブカナダSB- CLIENT	東京都品川区東品川	98,500	3.55%
7	ミヤタ カズノリ	宮崎県都城市	77,611	2.79%
8	ピクテアンドシエ828060 ジョウ ダイミツイスミトモギンコウ	東京都千代田区大手町	43,769	1.58%
9	HSBCシンガポール PB A/C	東京都中央区日本橋	40,000	1.44%
10	ハマノ タケユキ	兵庫県神戸市	36,594	1.32%
	合計		1,466,919	52.8%

(注) 1. 本第三者割当増資後の当社の発行済株式総数2,777,776.79に対する割合です。

2. 株式会社テクノグローバルが2015年4月27日に提出した変更報告書によると、2015年4月20日に市場外取引により、当社の普通株式を219,082株取得したことにより、同日付で合計409,483株の普通株式を保有するに至った旨の報告を受けたため、当該株式取得を反映した所有株式数及び所有株式数の割合を記載しております。

3. 2014年12月31日時点より、ライ氏及び株式会社テクノグローバル以外の大株主の保有株式数の状況に変化がないことを前提にしています。

(f) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(g) その他参考になる事項

該当事項はありません。

以上